明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○平成二十三年度における学芸員の資格認定を実施する件（**文部科学**七三）　一
○平成二十三年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件の一部を改正する件（**農林水産**八二六）　四
○肥料を登録した件（**同**八二七）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**八二八）　九
○肥料の名称又は生産業者、輸入業者若しくは登録外国生産業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件（**同**八二九）　一四
○肥料の登録を失効した件（**同**八三〇）　一五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**東北地方整備局**八三）　一五
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**関東地方整備局**二三六）　一五
○道路に関する件（**中部地方整備局**九五、九六）　一五
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一五五～一五八）　一五
○浄化槽の型式の認定を更新した件（**中国地方整備局**八三～八五）　一六
○道路に関する件（**北海道開発局**五〇）　一六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**同**五一、五二）　一六

〔**官庁報告**〕

官庁事項
交通安全基本計画の要旨の公表について（中央交通安全対策会議）　一七
法　務
判決（最高裁判所）　一七

〔**公　告**〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人統計センター、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一八
会社その他
会社決算公告　一八

告　示

○文部科学省告示第七十三号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第四条第一項の規定により、平成二十三年度における学芸員の資格認定を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月二十日

文部科学大臣　髙木　義明

一　認定の種別
試験認定及び無試験認定

二　受験資格

1　試験認定の場合

ア　学士の学位を有する者

イ　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職（博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあった者

ウ　教育職員の普通免許状を有し、三年以上教育職員の職にあった者

エ　五年以上学芸員補の職にあった者

オ　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

2　無試験認定の場合

ア　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者

イ　大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあった者

ウ　十年以上学芸員補の職にあった者で都道府県の教育委員会の推薦する者

エ　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

三　認定の方法

1　試験認定の場合

ア　日時

平成二十三年十一月二十一日（月）及び平成二十三年十一月二十二日（火）

時間は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）

ウ　科目及び方法

試験科目	試験認定の必要科目	試験の方法
必須科目 生涯学習概論 博物館学 視聴覚教育メディア論 教育学概論	上記科目の全科目	筆記 筆記及び口述 筆記 筆記